

議案第72号

取手市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について

取手市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成6年条例第6号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市手数料，使用料における受益者負担のあり方に関する基本方針に基づき，公平性・公益性の確保の観点から，廃棄物処理手数料の額を見直すため，本条例の一部を改正するものです。

取手市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

取手市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成6年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第38条関係） 廃棄物処理手数料

| 区分 | | 手数料の額 |
|-----------|------------------------------------|--|
| 生活 雑排水 | 一般家庭及びこれに類するもの | くみ取車（ダンパー）1台につき5,000円 |
| し尿 | (1) 一般家庭及びこれに類するもの | 1人につき月額250円。ただし、無臭式便槽を使用しているものにあつては、1世帯につき月額500円を加算して徴収する。 |
| | (2) (1)によることが著しく実情に沿わないと市長が特に認めたもの | 36リットルにつき250円 |
| | (3) 事業所その他これに類するもの | 36リットルにつき250円 |
| | (4) 仮設便所であつて、し尿をくみ取った後に使用せず撤去するもの | 1回のくみ取りにつき5,000円 |

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の廃棄物の処理に係る廃棄物処理手数料について適用し、同日前の廃棄物の処理に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。